

岩手県教育委員会被服貸与規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成18年3月31日

岩手県教育委員会
委員長 安藤 厚

岩手県教育委員会被服貸与規程等の一部を改正する訓令
(岩手県教育委員会被服貸与規程の一部改正)

第1条 岩手県教育委員会被服貸与規程(昭和33年岩手県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)						
被服の貸与を受けること ができる職員		貸与する被 服の種類	数	貸与期間 (年)	備 考	被服の貸与を受けること ができる職員		貸与する被 服の種類	数	貸与期間 (年)	備 考
所属名	職 員					所属名	職 員				
本庁各課室、各 教育事務所及び 各教育機関	[略]					本庁各室課、各 教育事務所及び 各教育機関	[略]				
[略]						[略]					
[略]						[略]					

備考 改正部分は、下線の部分である。
(岩手県教育委員会公文例式規程の一部改正)

第2条 岩手県教育委員会公文例式規程(昭和40年岩手県教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(議案の形式) 第3条 議案の形式は、おおむね次のとおりとする。 (1)~(4) [略] (5) 教育長等の人事の場合		(議案の形式) 第3条 議案の形式は、おおむね次のとおりとする。 (1)~(4) [略] (5) 教育長等の人事の場合	
議案番号	議案第何号	議案番号	議案第何号
題 名	×××教育長(教育次長、 <u>課長</u> 、教育事務 ×××所長、教育機関の長)の人事に関し ×××議決を求めることについて	題 名	×××教育長(本庁の室課の <u>長</u> 、教育事務 ×××所長、教育機関の長)の人事に関し ×××議決を求めることについて
本 文	×次のとおり教育長(教育次長、 <u>課長</u> 、教育 事務所長、教育機関の長)の人事を行うこと について、議決を求める。	本 文	×次のとおり教育長(本庁の室課の <u>長</u> 、教育 事務所長、教育機関の長)の人事を行うこと について、議決を求める。
提出年月日	1~8 [略]	提出年月日	1~8 [略]
提出理由	[略]	提出理由	[略]
(6)~(18) [略]		(6)~(18) [略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。
(岩手県教育委員会公用車運行管理規程の一部改正)

第3条 岩手県教育委員会公用車運行管理規程(昭和55年岩手県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 保有機関 岩手県教育委員会行政組織規則(昭和37年 岩手県教育委員会規則第2号)第3章に規定する本庁の課 <u>及び室並びに教育事務所並びに同規則第4章に規定する教 育機関</u> (青少年の家、博物館、美術館及び野外活動センタ ーを除く。)で、公用車の管理を分掌するものをいう。 (3) [略]	(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 保有機関 岩手県教育委員会行政組織規則(昭和37年 岩手県教育委員会規則第2号)第3章に規定する本庁の室 <u>及び課並びに教育事務所並びに同規則第4章に規定する教 育機関</u> (青少年の家、博物館、美術館及び野外活動センタ ーを除く。)で、公用車の管理を分掌するものをいう。 (3) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。